

『西哲夢物語』事件と明治文化研究会

——憲法制定の裏面史として——

堅 田 剛

一 『明治文化全集』憲政篇

大正十(一九二一)年のある日のこと、吉野作造は、本郷の古本屋の店頭で十数冊の奇妙な冊子を発見した。縦十八糎弱と横十三糎弱のいわゆる四六判で、百四十一頁。奥付には「明治二十年十月印刷」「著述者 不詳」とある。表紙にも同じく「明治二十年十月印刷」と記され、その他「禁売買」や「附活版／換謄写」の文字が印刷されている。肝心の表題であるが、そこには「西哲夢物語 全」とあった。表紙には桃色の紙が用いられていた。『西哲夢物語』の原本である。吉野はこれを一冊十銭で買い求めた。

『西哲夢物語』の表紙を開いてみても、そこに序文や目次のようなものはいっさいない。いきなり本文らしきものが現れるのだが、そこにも「西哲夢物語」とあり、「第壹回 十月二十五日」の日付とともに文章が始まり、以下同様にして、それは「第二十回 三月三十日」分まで続いている。内容は、憲法についての講義の筆記録らし

い。

だが、この冊子はそこで終わっているのではない。「西哲夢物語」と題された部分の直後には、「王国」なる見出しで始まる条文が続き、それは第一条から第一百九十九条に及んでいる。そしてさらに、「原規」なる、やはり条文が続いており、これは九十四個条から成っている。

冊子『西哲夢物語』は、一頁当たり四十字と十五行で活字が組まれており、紙面は漢字とカタカナで埋め尽くされている。内容も、①「西哲夢物語」で始まる講義筆記録、②「王国」で始まる憲法条文、③「原規」で始まる憲法条文、の三つの部分に分かれているのは確かだが、そもそも目次がないことも相まって、これら三つの部分に一貫した連続性があるのか、関連はあっても別個のものを綴じ合わせただけなのかも判然としない。まことに謎の多い冊子であった。

もちろん、吉野作造が古本屋から発掘した時点で、『西哲夢物語』が憲法制定の過程で生じた秘密出版物であることは知られていた。この秘密出版事件は、冊子に記されたとおり、まさに「明治二十年十月」に生じている。

『西哲夢物語』の表紙の色にちなんで、これは「桃色紙事件」とも呼ばれた。吉野は、それから三十年以上も過ぎたところで、偶然にも『西哲夢物語』の現物を発見して、いまだ解明されない謎解きに挑んだのであった。

とはいえ、吉野の関心は、必ずしも秘密出版事件そのものには向けられていない。彼はもっぱら、『西哲夢物語』に収載された三つの文書の正体を探ることに取り組んだ。それはそれで、明治憲政史研究の貴重な業績となったのであるけれども、秘密出版事件としての桃色紙事件の解明については、吉野作造においては、後景に斥けられてしまった。しかしながら、『西哲夢物語』事件の謎は、その内容物のみならず事件それ自体のほうに、今もお、より多く残っているようにみえる。

急いで確認しておくが、吉野作造の研究成果を眨めようというのではない。吉野は『西哲夢物語』を手に入れるや、その出典の検証に取り組み、やがてそれを明らかにした。すなわち、先に挙げた三つの部分のそれぞれについて、①の講義筆記録はグナイストによる憲法講義であり、②の「王国」以下はプロイセン憲法であり、③の「原規」はロエスラーによる憲法案であることを、確認したのであった。このことの詳細はのちにあらためて検討するが、こうした出典の解明は、吉野による憲政史研究の蓄積を踏まえたものであり、当時としては他の追隨を許さない大きな業績であった。

『西哲夢物語』は、吉野作造によって『明治文化全集』に収録された。同全集は吉野を中心とした明治文化研究会によって全二十四巻が刊行された。この内、『西哲夢物語』は、昭和三(一九二八)年に出た第四巻憲政篇に収められた。憲政篇の総目次を見ると「西哲夢物語(明治二十年)」とあって、該当頁には、先ず『西哲夢物語』原本表紙の影印があり、次に校訂者作成の目次が続き、「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本憲法原規」という三つの文書が載せられている。これらの文書は、『西哲夢物語』を構成する前述の三つの部分に相当する。

しかし、厳密にいうならば、『明治文化全集』に収載されているのは、『西哲夢物語』そのものではなくて、これを構成するそれぞれの出典につき、吉野が所蔵する各原本を基準にして「校訂」したものである。それも厳密な意味では出典を特定しえないまま、多分に推定にもとづく校訂作業であったことは否定できない。校訂者が推定した原典とは、たとえば①については筆写本の「グナイスト氏談話」、②については元老院蔵版の「普魯西憲法」、③については別刷本の「ロエスレル憲法草案」といったものであった。<sup>2)</sup>これらの資料は、いずれも吉野作造が提供し、今中次磨が全集収録に必要な作業をおこなった。全集版『西哲夢物語』の実質的な校訂者は吉野作造であり、細部の校訂者は今中次磨であった。

つまり、こういうことである。吉野作造は大正十年に『西哲物語』の冊子を発見し、これを構成する三種類の憲法関連文書につき、その出典を解明することに努力を傾注した。そして『明治文化全集』の発刊にともない、暫定的にそれぞれの出典を推定したうえで、昭和三年発行の憲政篇に、それらの出典に校訂を加えて収録させた。実際の校訂は、弟子の今中次磨が担当した。

一方、『西哲夢物語』は、もともとが秘密出版物である。詳細のちに述べるが、明治二十(一八八七)年の十月に、何者かが三種類の文書を綴じ合わせて桃色の表紙を付け、『西哲夢物語 全』と題して大量に頒布した。もとの文書の出所はともかくとして、彼らはそれをもとにあらためて活版を組んで印刷したのである。なにしろ急な手作業であったらうから、そこには遺漏や誤植もある。限られた紙面に多くの活字を詰め込むべく、改行を惜しんだ個所もある。しかしながら、校訂の名において、これを出典とおぼしい文書に差し替えてしまったのでは、かえって秘密出版物としての生々しさが致命的に削がれてしまうことになる。

内容にのみ着目するならば、冊子版『西哲夢物語』と全集版『西哲夢物語』とのあいだに大きな異同はない。目に付くところでは、各文書に「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本憲法原規」といった標題が新たに加えられたにすぎない。すでに指摘したように、冊子版ではそれぞれの冒頭に「西哲夢物語」「王国」「原規」とあるのみで、これらが各文書の標題であるのか否かささえ判然とはしなかった。したがって、全集版のほうが読みやすいのは確かであるけれども、しかしその結果、秘密出版物らしさは失われてしまっている。

あえていうならば、全集版は「グナイスト氏談話」と「普魯西憲法」と「日本憲法原規」という個別の文書を『西哲夢物語』と総称しただけであって、三つの文書は独立してしまっている。吉野および今中の校訂とは、それぞれの出典に迫る作業ではあったが、『西哲夢物語』本来の、三つの文書を一貫する秘密に満ちた物語を分断する

結果をもたらした。

『西哲夢物語』の物語性とは、直接には、それを手にした読者が一様に感じ取るであろう物語のことである。すなわち、表紙を開いた読者は、まず次の文章に出会う。「モッセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上自分實際上ヨリ大体ノ事テ可申上」<sup>3</sup>。たったこれだけの文章だが、参考までに全集版の対応箇所からも引用しておこう。そこには、「モツセ」(校者曰、Mosse)ハ学問上ヨリ巨細ニ可<sup>2</sup>申上、自分ハ實際上ヨリ大体ノ事ヲ可<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>とある<sup>4</sup>。傍線や句読点や返り点は読みやすさへの配慮だとしても、「モッセ」にMosseと原綴を付ける校注はどうだろうか。なるほど、このことよって、全集刊行の時点や今日の読者で、少しなりとも明治憲政史を学んだ者であるならば、それがドイツ人公法学者のアルベルト・モッセ (Albert Mosse, 1846-1925) であることがわかる。ここからこの文書の正体を知る手がかりをつかむこともできるだろう。

しかし、全集版ではなく冊子版の『西哲夢物語』の読者の場合には、「モッセ」が人名であることに気づいたとき、しかもこの読者が当時の政府の内情に通じた者であったとき、ここから受ける意味合いは異なっていたはずだ。すなわち、この明治二十年時点の読者が想起するのは、ドイツ本国にいるモッセではなく、つい前年から日本に滞在している内閣法律顧問、つまり御雇いドイツ人としてのモッセであったにちがいない。もちろん、同じモッセである。だが、ドイツにいるモッセと日本にいるモッセとは、根本的に意味がちがう。明治二十年に秘密出版の『西哲夢物語』を入手した者は、その冒頭にモッセの名前を見出して、そこに進行中の政治的出来事を連想した。それは、これもまた秘密裡に進められていた憲法制定の動向であった。

些細なことにこだわるようだが、全集版に施された校訂は、冊子版がもともっていた臨場感というか政治的緊張感を削いでしまう。ここでは端的な例として冒頭の文章だけを挙げたけれども、同様のことは全集版『西哲夢

物語」の全体をとおして指摘することができる。

もう一度先の引用文に戻る。「モッセ」が御雇いドイツ人のモッセだとすれば、では二十回におよぶ講義をおこなった「自分」とは誰か。モッセが細部の講義をおこない「自分」が大略的な講義をおこなうのだとすれば、「自分」なる人物はモッセより権威のある学者であるだろう。この点についても、全集版は「グナイスト氏談話」などと余計な標題を加えることによって、それがモッセの師であるルドルフ・フォン・グナイスト (Rudolf von Gnest, 1816-95) であると、あつさり種明かしをしてしまう。だが冊子版の読者なら、「自分」とは、モッセと同じ御雇いドイツ人のヘルマン・ロエスラー (Hermann Roessler, 1834-94) ではないかななどと、推測したのではないだろうか。それは当時にあつては、グナイストとする以上に根拠のある推測であつた。なぜなら、ロエスラーもまた内閣顧問として、憲法の制定に深く関与していたからである。

「自分」による憲法講義に続くのは、プロイセン憲法の条文と、「日本帝国ハ」で始まる原規と題する条文である。冊子版『西哲夢物語』を読んだ者は、こうした切れ目のない一連の文書から、ある重大な政治的メッセージを読み取った。それは、御雇いドイツ人の講義を踏まえつつ、プロイセン憲法にならつて、帝国日本の憲法が作成された、という物語である。『西哲夢物語』は、このような物語を提供すべく、意図的に作られた反政府文書であつた。

吉野作造たちによつて『明治文化全集』に収載された『西哲夢物語』は、善意からとはいえ、なまじ出典の探索と校訂に傾注したことによつて、実は冊子版『西哲夢物語』の秘密出版としての政治的意図を後景に追いやつてしまったのである。いうまでもなく、吉野たちの作業は、日本憲政史研究としてはきわめて大きな意義を有している。だがそれはそれとして、秘密出版事件としての『西哲夢物語』事件の意味も忘れてはならないだろう。興味深

いことに、出典の探索と事件の解明という必ずしも一致しない研究は、担い手こそ異なるが、ともに明治文化研究会の同人によって進められたのであった。

## 二 秘密出版

全集版『西哲夢物語』の校訂について苦言を呈したが、校訂者の今中次磨は、『西哲夢物語』の秘密出版事件としての側面について、簡略な解説を遺している。今中次磨は帝大時代の吉野作造の教え子であり、吉野の主宰する明治文化研究会の同人でもあった。今中は『明治文化全集』憲政篇への収載にともなって、「西哲夢物語解題」を書いた。今中の名誉のためにも、そこから事件の概要に関する部分を引用しておこう。

「憲法起草中伊藤公が伊東巳代治伯と金子子爵を伴ふて相州金沢に出かけた時のこと、夜中に盗賊が入つて、重要書類を盗み出した。然し幸現金だけ盗んで書類は裏の畑に打捨ててあつたので、これはことなく済んだが、當時憲法草案の秘密出版と云ふ事件が発覚し、その犯人が金子子爵から肥塚龍を通じてもらつたと云つたので、金子子爵は迷惑せられたさうであるが、間もなくそれは欺りで、井上毅の秘書であつた国友重章が免職された復讐に、漏らしたものだと言ふことが分つた。然しその草案と云ふのは、本当の草案ではなくて、内閣顧問ロエスレルが参考のために起草したものであると云ふことが分つた云々。これが上に云ふ『原規』なるものの漏れたゆきさつとなつて居る。」

『西哲夢物語』事件とは何であったのか、このことを解明するためには、まずはここから出発するのが適當であろう。それにしても、登場人物がすごい。すでにしてそれ自体が、事件の重大さを示唆している。

先ず事件の背景として、首相伊藤博文による憲法制定の作業があった。伊藤は参議時代の明治十五(一八八二)年から一年半近くにわたりヨーロッパに出張して、主としてグナイストとシュタインからドイツ憲法学を学んできた。<sup>6)</sup>この「憲法取調」により、伊藤は日本の国情にはドイツ流の立憲君主制憲法が適當であるとの確信を得た。民権派はイギリスの議院内閣制やフランスの共和制を標榜していたが、伊藤は英仏の憲法論に対抗しうる理論武装に成功したと、自信に満ちて帰国した。

帰国した伊藤は、内閣制度を設けて、みずから初代内閣総理大臣となり、名実ともに政府の最高権力者となった。そのうえで、憲法制定の大事業に着手した。草案の作成は、少数数で秘密裡におこなわれた。すなわち、伊藤博文を中心に、伊東巳代治、金子堅太郎、井上毅、ロessler(ロessler)という、ごく限られた陣容であった。この内、伊東と金子はヨーロッパでの憲法取調に随行し、井上は国内に残留した。ロesslerは、御雇いドイツ人としてすでに日本に滞在していたが、草案作成時点では内閣顧問の地位にあった。

さて、今中の文章にある「相州金沢」とは、神奈川県金沢八景近辺を指す。この金沢の「東屋」という料亭が、事件の舞台になった。近くには伊藤博文の別荘があった。憲法草案作成も終盤に入って、伊藤博文、伊東巳代治、金子堅太郎の三人は東屋に集まって、作業を進めた。井上毅やロesslerも、そこをしばしば訪れたにちがいない。

ところが、明治二十(一八八七)年八月六日の夜、この料亭東屋に盗賊が侵入して、「重要書類」が盗み出された。けれども「書類は裏の畑に打捨ててあつた」ので事なきを得た。しかし、「憲法草案の秘密出版」事件が発覚

した、というのである。この辺りの脈絡がよくわからない。当時秘密出版事件はいくつかあったが、「憲法草案の秘密出版」と特定する以上は、これが『西哲夢物語』事件を指すことは疑いない。このとき、東屋から憲法草案が盗まれて、これが『西哲夢物語』として出版された、という文脈で読むのが自然ではなからうか。もう少し厳密にいうならば、「憲法草案」とはいうけれども、これはロエスラーが「参考のために起草した」私案であり、まもなく「原規」と題して『西哲夢物語』に綴じ合わされた文書であった。

今中の解題には、さらに妙な記述が続く。すなわち、「憲法草案」の漏洩に関して、金子堅太郎が肥塚龍を紹介して漏らしたのではなく、井上毅の秘書であった国友重章が漏らした、という個所である。これが盗難事件とつながるのか否かも、よくわからない。盗難と漏洩がつながるとしたら、肥塚または国友が直接盗んだか手引きをしたということになるし、盗難と漏洩は別だとすれば、必ずしも東屋とは関係のないところで、「憲法草案」つまり「原規」が漏洩したということになる。

今中の解題にみられる文章は、『西哲夢物語』事件の説明として簡潔ではあるのだが、しかし、その短い文章からも多くの謎が次々に浮かび上がってくる。細かい点はともかくとして、少なくとも次のような謎が解明されるべきだろう。すなわち、①はたして「原規」は盗難に遭ったのか、②だとすれば犯人は誰か、③あるいは「原規」は漏洩したのか、④だとすれば漏洩に関与したのは誰か、という諸問題である。

問題を一応整理したところで、今度は伊藤博文の側ではなく、反伊藤の側から検討してみたい。今中も指摘しているが、『自由党史』から関連の記述を読んでみよう。板垣退助率いる自由党が自由民権運動の主たる担い手であったことは、あらためて確認するまでもあるまい。政府の弾圧により、当時の自由党は解党状態にあった。秘密出版事件は、さらなる弾圧を招いたが、かえって民権派の反政府運動を活性化させることにもなった。

『自由党史』の記述の中で、直接『西哲夢物語』に関わる個所には次のように書かれている。

「之に次で去冬上野富左右(栃木県)、荒川高俊(静岡県)等が、グナイストの講義筆記を秘密出版に付し、私に西哲夢物語と題して発売せるに当り、神奈川の壮士伊藤仁太郎も亦た熊谷平三の委託を受けて、其数部を横浜地方に分配せしがために、法の問ふ所となり、星の獄に付随して東京輕罪裁判所に回送せられたり。」<sup>7)</sup>

これによって明らかになるのは、『西哲夢物語』を出版して頒布したのは、上野富左右、荒川高俊、伊藤仁太郎、熊谷平三、といった自由党の壮士、つまり活動家たちであったことだ。時期は「去冬」とあり、これは文脈から明治二十年の冬であったこともわかる。『西哲夢物語』の原本には「明治二十年十月」とあるから、若干のずれはあるものの、そこまで詮索する必要はない。だが彼らが出版ないし頒布した『西哲夢物語』の内容は、必ずしも分明ではない。右の引用個所には「グナイストの講義筆記」とあるが、ここに「普魯西憲法」や「原規」が含まれるかどうかは曖昧だからである。もともと、『西哲夢物語』原本の三種類の文書は各々の標題もなままに綴じ合わされているので、これを一連の文書と考えて、「グナイストの講義筆記」と呼んだことは考えられる。

細かい点にこだわるのは、三つの文書の内、少なくとも「原規」については、そのみを別刷りにしたものが「大日本憲法草案」としてやはり秘密出版されていたからである。このことは、吉野作造も今中次磨も指摘している<sup>8)</sup>。にもかかわらず、吉野や今中の関心は、もっぱら「グナイスト氏談話」の典故に向けられており、「原規」の出所については、それ以上に追求されることがない。

しかしながら、秘密出版に関わった者たちからすれば、『西哲夢物語』事件の核心は、憲法草案としての「原

「規」であつたはずだ。彼ら民権派も、伊藤博文がグナリストやシュタインからドイツ憲法を学んで帰国したことは知っていたはずだし、すでにプロイセン憲法の翻訳もある程度は出回っていたにちがいない。ということとは、「ゲナリスト氏談話」や「普魯西憲法」を危険を侵して頒布しても、政治的にはさしたる意味はなかつただろう。そうではなくて、ドイツ式の「大日本憲法草案」が現に作成された事実を暴露することこそが、彼らの目的であつた。

『西哲夢物語』事件の本質は、「原規」の秘密出版であつたのである。

先の引用文には、『西哲夢物語』との題名はあつても、直接「原規」についての言及はない。だが「星の獄」に触れた個所に注目したい。「星」とは、星亨のことだが、彼は上野富左右や伊藤仁太郎らに比べて、はるかに大物の活動家であつた。当時、解党状態にあつた自由党の最高幹部といつていい。『自由党史』は、先ほど引用した文章の少し前で、星亨が直接関わつた秘密出版事件についても記している。

「是より先き去年八月下旬、世論沸騰の時に方り、星は窃かに板垣の封事、谷、勝の意見書、及び原規と題せる憲法草案の官文書を印刷して、弘く同志の間に撒布し、以て大に士気を鼓舞らんと企て、大阪に在る東雲新聞社主寺田寛(高知県)に謀り、寺田は之を其社員前野茂久治(高知県)に囑し、秘密の中に数千部を印刷し、星は二千部を得て之を東京及北陸地方に頒ち、石黒涵一郎(岡山県)も亦た同じく五百部を得て之を岡山地方に頒ちり。」<sup>9)</sup>

これも明治二十年八月の出来事である。この部分を読むと、星亨一派による秘密出版事件は、関係者の数や地域の広がりや出版物の部数からみて、相当に大規模なものであつたことがわかる。<sup>10)</sup> 解党後の旧自由党の活動家が総力

を挙げたの、つまり起死回生策としての大がかりな賭であったのかもしれない。

このときの秘密出版物とは、板垣退助の封事、谷干城の意見書、勝海舟の意見書であった。さらには触れていないが、ポワソナードの意見書も含まれていた。いずれも、政府の不平等条約改正策および鹿鳴館外交に反対する趣旨の意見書である。これらに比べると「原規と題せる憲法草案の官文書」は、やや趣を異にしている。これは憲法制定に対する牽制であったからだ。もちろん無関係ではない。ときの政府とは、伊井内閣、つまり総理大臣伊藤博文と外務大臣井上馨を軸にした内閣であった。秘密出版事件は、総体として、内政と外交、伊藤と井上の政府中枢を直撃する反政府運動にほかならなかった。<sup>(1)</sup>

そのうえで指摘するのだが、数ある秘密出版物の中で、政府にとって最も衝撃的であったのは、やはり『西哲夢物語』であったろう。そして、とくに「原規と題せる憲法草案の官文書」であったにちがいない。これこそ、文字どおりの最高機密であったからである。近代国家を標榜するならば、憲法とは国家そのものである。これが盗まれたにせよ漏れたにせよ、最高権力者の足下から流出したのだ。鹿鳴館外交はもとより、憲法制定そのものが挫折しかねない大失態であった。

明治文化研究会の同人の内、吉野作造および今中次麿は、秘密出版事件そのものにはあまり関心を示していない。だが、やはり同人の斎藤昌三はそうではなかった。『西哲夢物語』を収録した『明治文化全集』憲政篇が刊行された翌昭和四(一九二九)年、斎藤は『西哲夢物語』の陰影」という文章を寄せている。これは研究会の機関誌『明治文化研究』に発表された。

斎藤のこの文章は、いわゆる論文ではない。秘密出版事件の裁判記事を転載して、これに簡単な前書きを付しただけのものである。だが、それだけにかえて臨場感もあるし、もともなった新聞記事が判決文を踏まえているこ

ともあつて、事実關係についてはまずまず信用できる内容となつてゐる。ここまで述べてきたことを裏付けるために、合計七つの記事から事件の核心に最も迫つた一つだけを紹介しておきたい。

「東京輕罪裁判所にて此程より公判を開きたる星亨外五氏の裁判は、昨日午後二時宣告せられたり。此言渡によれば第一星亨、寺田寛、石黒涵一郎は曩に谷干城、板垣退助、勝安芳が内閣に提出したる意見書並原規と題したる一篇の公にせざる官の文書を印刷して、広く同志に頒たんと欲するの念慮ある折柄、明治廿年八月下旬涵一郎及び寛は大坂控訴院の代言人ひかえせき 扣席に於て、談偶々右意見書のこと及びたる末、遂に涵一郎、寛は前四種の文書を印刷に付せん事を申合ひ、乃ち亨よりは各種を五百部即ち二千部、涵一郎よりは各種を百部即ち四百部の印刷を寛に依頼したるに依り、寛は当時自分の所持する所の右四文書の原本を以て自らの入用の分をも合わせ総計四千部印刷製本を被告前野茂久治に注文し、而して茂久治は其公にせざる官の文書なるの情を知つて、其印刷製本をなさんことを請負ひ、因て茂久治は大阪府東区備後町五丁目活版職前田菊松に囑して紙型こて館版造らしめ、以て右四通の文書四千部を印刷製本して同年九月中茂久治より之を寛に交付したるに因て亨は又寛より其二千部を請取り、悉皆之を北陸地方又は東京に於て同志者に頒布したり。涵一郎は其四百部を寛より請取り、悉皆之を岡山地方に於て同志者に頒布したり。残り千六百部は其所在を失したるものとす。〔中略〕第四伊藤仁太郎は明治二十年十一月中上野富左右荒川高俊等が出版條例に違反して印刷販売したる所の西哲夢物語と題したる一篇は、公にせざる官の文書なることの情を知りながら熊谷平三の委託を受け其の數部を神奈川県横浜に於て乗田弥吉等に一冊代価四十錢にて売渡したるものなりとて、星亨氏は第一の所為に對し輕禁錮一年六月、第二の所為に對し同四月罰金五円、寺田寛氏は第一の所為に對し輕禁錮一年二月、第二の所為に對し科料廿錢、石黒涵一郎、片野

文助の両氏は各軽禁錮三月罰金二円、前野茂久治氏は軽禁錮三月、伊藤仁太郎氏は罰金廿円に処せられたり。<sup>⑩</sup>

読みにくい文章ではあるけれども、なんとか秘密出版事件の全貌がみえる。すなわち、最初に「原規」を含む先の四種類の文書について、明治二十年の九月ころ、おそらく各千部ずつの秘密出版がおこなわれた。さらに十月ころ、この内の「原規」に、新たに「グナイススト氏談話」と「普魯西憲法」を合綴して『西哲夢物語』と題して製本した、という構図である。

一連の秘密出版事件の首謀者は、星亨であった。そして、どこからか「原規」を入手していたのが寺田寛であったこともわかる。ただし、どういうわけか、その入手方法が、盗難によるものか漏洩によるものかについては、この裁判記事を読んでもわからない。というより、裁判でそのことが追及された気配がないのである。星亨ら民権派は、秘密出版についてこそ有罪となったが、「公にせざる官の文書」の入手そのものについては不問に付されている。

このいかにも奇妙な結末を解きほぐすためには、事件の加害者側ではなく、むしろ被害者側の事情に今一度立ち帰るべきなのかもしれない。憲法起草中の、伊藤博文たちの事情にである。

### 三 伊東巳代治のカバン

憲法制定作業は、明治二十(一八八七)年の六月初頭から金沢八景の料亭「東屋」でおこなわれた。伊藤博文は近くの夏島の別荘から舟で通ったようだが、金子堅太郎と伊東巳代治はそこに宿泊した。井上毅は、やはり近くの

「野島館」に泊まったようである。

伊藤博文を中心とした憲法制定の試みは、明治十九(一八八六)年の半ばから本格化した。憲法起草トリオの一人金子堅太郎によれば、井上が憲法、伊東が議院法、金子が貴族院令と衆議院議員選挙法、といったように付属法規まで含めて分担したうえで、相互の調整をおこなった。当初、三人は東京の首相官邸などで会合したようだが、煩わしさを避けて、つまりは機密を保つために、東京を離れることにした。以下は、金子堅太郎による証言である。

「そこでこの煩はしさを避けるために相州金沢の東屋で起草することになり、三人は伊藤公と共に東屋に移った。するとある夜、東屋に泥棒が入つて伊東君のカバンが盗まれてしまった。中に憲法の草案が入つてあるといふので大騒ぎとなつたが、泥棒は金の方が入用と見えカバンの中に入れてあつた百円を盗んだだけで、憲法草案は近所の畑の中に捨て、あつた。それから更に夏島に移り、憲法その他の付属法案の調査起草にとりかゝり、日曜日になると三人はいつも議論をして伊藤公に食つてかゝり、随分公を困らしたものだ。かくして憲法草案は漸く明治二十一年三月下旬脱稿したのである。」<sup>19</sup>

憲法起草をおこなっていた料亭「東屋」に、泥棒が入つた。八月六日の夜のことである。ときの総理大臣が出入りし、政府高官が宿泊していた料亭にである。泥棒は、伊東巳代治の部屋に侵入して、彼の行李からカバンを盗み出した。そのカバンには「憲法草案」が入っていた。だが幸いなことに、泥棒は百円だけ盗んでカバンを捨てていったので、中の憲法草案は無事だった、というのである。先に引用した今中次麿の解説にも、同様の趣旨のこと

が書いてあった。

本当だろうか。そもそも、機密保持のために隔離されていたはずの寝所に泥棒が入ったということ自体、にわかには信じがたい話である。しかも、金は盗られたが「憲法草案」は残していった、というのだ。普通の泥棒なら、そうかもしれない。だがその泥棒が民権派だったら、金も草案もともに持ち去ったのではないだろうか。いうまでもないが、持ち去られた「憲法草案」とは、ロesslerが起草した「原規」であった。

伊東が盗難に遭ったとされるのは、「八月六日」である。裁判でも確認されたように、星一派が「原規」などの秘密出版をおこなったのは「八月下旬」、これを含む『西哲夢物語』の印刷は「十月」である。星一派が「原規」を盗み出して、これをあらためて活字に組み印刷製本して『西哲夢物語』を作成する時間は、充分にある。

けれども、金子堅太郎は、「原規」は盗まれなかったという。盗難事件そのものを秘匿するならともかく、「原規」だけは盗まれなかったというのは、当事者の伊東巳代治を庇ってのことだろうか。いずれにしても、疑いえない事実は、それを民権派が手に入れたということである。

盗難事件のあと、憲法制定の作業は夏島に移された。すでに述べたように、そこには伊藤博文の別荘があった。海を隔てているので、東屋より安全だと考えたのだろう。しかしながら、伊藤たちの行動は、実は秘密でもなんでもなかった。東屋にしても夏島にしても、彼らは海で水遊びをしたり、芸者を揚げてどんちゃん騒ぎをしていたのだから。もちろん、反伊藤を標榜する民権派もそのことは知っていた。

たとえば風刺漫画誌『トバエ』を発行していたフランス人ビゴであるが、彼の背後には中江兆民を中心とした民権活動家たちがいた。明治二十年九月十五日付の『トバエ』には、「バカンス」(En Vacances)と題する漫画が載った。

そこには一人の芸者から酌を受け、もう一人の芸者の膝枕でうとうとする伊藤博文が描かれている。この芸者は浮世絵の団扇で伊藤を扇いでおり、色っぽい。膳には尾頭付の鯛が乗り、左隅には三味線が覗く。漫画の下方には、「田舎の楽しみ」(Les plaisirs de la campagne)とフランス語で書かれており、さらにその右に Kadzina とある。「カジマ」とあるが、これが「夏島」<sup>なつしま</sup>を意味するのは明らかだ。膝枕を貸している芸者の後方には屏風か襖のようなものがあって、そこには達筆で次の詩が書かれている。「久尔は捨て於けお前が大事／臥しては枕す窃窈美人の膝／醒めては握る堂々天下の権／夏島乃畔に高まくら」<sup>(註)</sup>。これは日本人、もしかしたら中江兆民自身の筆によるものである。

「バカンス」と題するビゴアの漫画に、「憲法起草トリオ」の姿は描かれていない。だが、伊藤博文が六月から東屋や夏島に滞在していたことは、広く知られていた。ただし、それが憲法制定のためだとはビゴアも兆民も気づいていない。『トバエ』に載せられた前後の漫画を見るとわかるのだが、ビゴアは井上馨による鹿鳴館外交を風刺した漫画を多く描いている。また、谷干城やボワソナードの例の意見書問題も漫画にしている。すなわち、条約改正に奔走する井上馨と、その間芸者遊びにうつつを抜かず伊藤博文を、ともに揶揄しているのである。

同じ自由党系の民権派といっても、中江兆民一派と星亨一派はだいぶ違う。国際派と国内派とするのは言い過ぎだろうが、ひとしく政府批判をおこなうにしても、兆民たちは井上外相、星たちは伊藤首相を対象にした。前者は言論をもつての風刺であり、後者は直接行動をいとわない攻撃であった。直接行動の中には、窃盗行為も含まれていたかもしれない。星亨は伊藤博文が憲法制定作業を進めていることを察知し、実際に「原規」という草案を入手したのである。

もともと、星亨が「原規」を手に入れたことは疑いないが、なおもそれが盗難によるか漏洩によるかは確定でき

ない。実は、ここまで述べてきても、漏洩による可能性が残るからである。念のために確認しておきたい。盗難ならば、不注意ということで憲法制定の当事者は被害者に留まるけれども、仮に漏洩だとしたら、当事者はむしろ加害者となり、そこになんらかの故意が認められるであろう。

もう一度『明治文化全集』憲政篇に戻って、今中次麿の解説を読み直してみよう。そこでは憲法草案の盗難を否定したあとで、それが漏洩されたことが、ほぼ断定的に書かれている。今中は、憲法草案つまり「原規」の漏洩について、それぞれ金子堅太郎と井上毅に関わる二つのことを記している。そこに二人の人物が登場する。

一つの漏洩話は、金子堅太郎が憲法草案を肥塚龍に漏らしたというものだ。今中は、「当時憲法草案の秘密出版と云ふ事件が発覚し」と書いて、このことと秘密出版事件、ひいては『西哲夢物語』事件との関連を示唆している。ここに出てくる肥塚龍は、東京横浜毎日新聞の記者であり、しかも立憲改進黨と関係をもっていた。改進黨は、明治十四（一八八一）年の政変によって、伊藤博文によって政府から追放された大隈重信が設立した。自由党ほど過激ではないものの、改進黨もまた反伊藤の民権派であった。「立憲」を表明する以上、伊藤たちによる憲法制定の動きには大きな関心をもっていたはずだし、自由党よりも政府側と人脈的なつながりが強かったはずだ。金子自身は漏洩を否定しているけれども、もう少し丁寧に検討してみる必要がある。

もう一つの漏洩話は、もっと面妖である。今中は『西哲夢物語』解題の中で、こう断言している。「井上毅の秘書であつた国友重章が免職された復讐に、漏らしたものだ」と云ふことが分つた。国友重章は、熊本出身であるから、同郷のよしみで井上毅の秘書になつたのだろう。その彼が、井上に免職にされた腹いせに、憲法草案を漏らしたというのである。憲法制定のあとの明治二十八（一八九五）年のことであるが、朝鮮に渡っていた国友はそこで明成皇后を殺害した（乙未事変）。国友は、民権派というより国粹主義者であつた。漏洩は確かであつたとして

も、国友と星一派との接点が明らかでないかぎり、これが『西哲夢物語』事件にまでつながったか否かについては、なお検討せねばならない。井上毅は、憲法本文制定の直接の担当者であった。この漏洩が本当だとすれば、ことはきわめて重大である。

はたして「原規」は盗まれたのか、それとも漏らされたのか。この問いに、ここで明白に答えることはできない。だがいづれにせよ、盗難または漏洩の問題に、「憲法起草トリオ」の三人が揃って関わっている点は銘記しておきたい。すなわち、伊東巳代治は盗難に遭い、金子堅太郎は漏洩を疑われ、井上毅は漏洩させたとされる。そして最高責任者の伊藤博文はいえ、芸者遊びを漫画に描かれているのである。そもそも憲法の制定という大事業に当たって、こんないい加減な機密保持があるのだろうか。そんなものだと達観してしまってもいい。しかしながら、もしも伊藤博文が老獪な政治家だとしたら、「原規」を故意に盗ませた、あるいは漏洩させた、ということもありうる。民権派に『西哲夢物語』事件を起こさせ、そして彼らを弾圧するためにである。

『西哲夢物語』事件において最も確実なのは、盗まれたか漏らされたかした「原規」が実は本物の憲法草案ではなかった、ということである。これまで依拠してきた今中次麿の解説にも、こう書かれていた。「しかしその草案と云ふのは、本当の草案ではなくて、内閣顧問口エスレルが参考のために起草したものであった」。本物の憲法草案は無事だった。盗難騒ぎが起きた明治二十(一八八七)年八月六日の時点で「本当の草案」が完成していた、と、話ではあるのだが。

盗難事件の直後、憲法草案の作成の場所は料亭東屋から夏島の伊藤別荘に移った。夏休みは終わったということか、伊藤博文と「憲法起草トリオ」とは、以後「本当の草案」を起草すべく、本格的な作業に入った。やはり金子の証言によれば、「かくして憲法草案はようやく明治二十一年三月下旬脱稿したのである」。このとき脱稿したの

が、いわゆる「夏島草案」であった。換言すれば、「夏島草案」以前には、「原規」以外に完成した憲法草案は存在しなかったということだ。ちなみに、ロエスラー起草の「原規」つまり「日本帝国憲法草案」は、明治二十年四月三十日に脱稿している。夏島草案の、ほぼ一年前である。

明治二十年夏の段階で唯一存在した憲法草案が、盗まれたか漏れたかはともかく、民権派の手に渡ったというのは、とんでもない大失態である。だが不思議なことに、「憲法起草トリオ」の誰一人として責任を問われていない。盗難に遭った伊東も、草案を漏らしたと疑われた金子も、実際に草案を漏らしたと断定された井上も、なんらかの処分を受けた気配がないのである。それどころか、彼らは夏島に移って、なにごとくなかったかのように「本当の草案」作成に勤しんだ。

ロエスラーの憲法草案は単なる参考資料だから、盗まれようが漏れようが大した影響はないと考えたのか。それとも逆に、唯一の草案であったがゆえに、あまりに衝撃が大きくて、ことさら沈静化に努めるしかなかったのか。あるいは、実はロエスラーの「原規」は、「本当の草案」をカムフラージュするために、意図的に盗ませたか漏らしたかしたものであったのだろうか。

「カムフラージュ」なる穏やかならざる言葉は、文脈は少し異なるが、木村毅によって使われている。文芸評論家の木村も、明治文化研究会の同人であった。戦後『明治文化全集』が編成を新たに刊行された際、木村はその月報に「吉野博士と『西哲夢物語』』という一文を寄せた。そこに記されているのは、主として伊藤痴遊こと伊藤仁太郎から聞き出した話である。仁太郎は『西哲夢物語』事件の当事者であり、星亨の配下であった。仁太郎と明治文化研究会の関係については、のちにあらためて述べる。

直接には木村毅の表現であるけれども、伊藤仁太郎によれば、「グナイスト講義」を盗み出したのは星亨の一派

で、これを秘密出版して全国に配布したのは仁太郎自身だという。ここにいう「グナイスト講義」は「原規」と読み替えたほうがいいだろう。

「明治憲法の起草中、プロシヤの压制憲法を手本にするといつて、民間志士がひどく反対した。政府は、そんな事は断じてないといつて、ひた隠しにしていると、種子本のグナイスト講義を、蟻もかよわぬ厳戒の中からぬすみ出し、それを秘密出版して、『証拠はこれこのとおり』と、白日のもとに暴露したのだから、その大せつな虎の子をぬすみ出された不面目もあり、かたがた、保安条令という大弾圧を加えたものであつた。」<sup>(15)</sup>

伊藤痴遊は星亨の側近であり、『西哲夢物語』事件にも連座している。「ぬすみ出した」という話には信憑性がある。もつとも、痴遊本人が窃盗の手下人であつたわけではなく、彼は政治講談を得意とする壮士であつたので、そのまま鵜呑みにするわけにもいかない。

それよりも、引用文の末尾にある「保安条令」<sup>(16)</sup>のほうに着目したい。ビスマルクの社会主義者鎮圧法にならつて、明治二十年十二月二十六日午前零時に公布され同時に施行された保安条例は、民権派を一掃するのに絶大な効力を發揮した。星亨も中江兆民も、この条例によつて、物理的に東京周辺から排除された。条約改正反対運動を封殺するためであつたとされる。

ところが、木村毅は先ほどの引用文の直前で、保安条例が急遽公布された理由につき、こゝろ解釈している。「その原因は、これまで条約改正に反対してさわがしいのが主因とされていたが、それは表面をごまかすカムフラージュで、実際は『西哲夢物語』の秘密出版に、大あわてにあわてたためであると知つて、私など、はじめはひどく

驚いたものである<sup>16)</sup>。

木村のこの指摘は面白い。保安条例の真の目的は、条約改正反対運動の弾圧と見せかけて、実は『西哲夢物語』事件を隠蔽するためだった、ということだろう。もちろん、秘密出版物の中には、谷干城の意見書など条約改正に反対する趣旨のものが含まれるから、両者は無関係ではない。だが主たる目的は、『西哲夢物語』に絡んでいたという。

仮にそうだとすれば、唯一の憲法草案たる「原規」が民権派に盗まれたことそのものを、カムフラージュするところがさらなる目的であったのかもしれない。

#### 四 吉野作造の遺言

保安条例により東京から追放された星亨らは、まもなく秘密出版事件への関与が発覚して逮捕され、裁判に付された。その裁判事はすでに紹介したが、星については、出版条例違反により一年六ヶ月、犯人隠匿の罪により四ヶ月、合わせて一年十ヶ月の軽禁錮であった。判決言渡しの明治二十一年(一八八八)年七月三日、星らはただちに石川島監獄の十二番檻に送られた。ここにはすでに保安条例により検挙された土佐派の片岡健吉らもおり、これに星一派が合流することで、檻房は自由党员であふれ、あたかも「自由党幹部を獄内に移したような観」を呈した<sup>17)</sup>。

一方、伊藤博文および「憲法起草トリオ」は、反政府勢力を石川島に送り込んだうえで、「本当の草案」たる夏島草案を完成させた。夏島草案は枢密院に諮られて、明治二二(一八八九)年二月十一日に大日本帝国憲法として発布された。この日、天皇の名により大赦がおこなわれ、星亨らは一斉に石川島を出獄した。星亨は石川島を去る

渡し船の上で、憲法発布の官報号外を食い入るように読んでいたという。ちなみに中江兆民は大坂でこれを読んだが、弟子の幸徳秋水はこのときの様子を、「先生通読一遍唯苦笑する耳」と伝えている。<sup>18</sup>

ところで、官報号外を手にしても、苦笑するだけで終わらなかつた青年がいる。宮武外骨である。外骨は大日本帝国憲法の発布に際し、彼自身の主宰する『頓智協会雑誌』に二月二十二日付で「大日本頓智研法」なるパロディー憲法を発表し、さらに憲法発布式になぞらえて、「骸骨」が頓智研法を下賜する図を載せた。見ようによっては、憲法を侮辱したばかりでなく、こともあるうに発布者の天皇を骸骨の姿で描いた、ということになる。実際、外骨は不敬罪に問われ、重禁錮三年の宣告を受けて石川島に送られた。<sup>20</sup> 星亨と入れ替わるかのようにして、宮武外骨は石川島の住人となったのである。

宮武外骨が収監されたのは、石川島監獄の第十二番檻、つい先頃まで星亨一派が入っていた同じ場所である。外骨も政治犯であるから当然だとしても、ここに『西哲夢物語』事件と『大日本頓智研法』事件との奇妙な暗合を見出すこともできる。

『西哲夢物語』事件は憲法制定直前、『大日本頓智研法』事件は憲法発布直後に起きたが、ともに伊藤博文の憲法に対する根底的な批判であった。政府の取り締まりが効を奏したこともあるけれども、直接に憲法を標的にした事件は他には見あたらない。出版という手段を用いた点も共通している。外骨は民権派ではないから、星亨と直接の接点はない。しかし、伊藤仁太郎を介すると、間接的ながら、星亨と宮武外骨はつながる。伊藤仁太郎は星の同志であり、石川島時代の外骨の同窓でもあった。伊藤は『西哲夢物語』事件では入獄を免れたが、別の事件で外骨のいる石川島に迎えられたからである。

『西哲夢物語』事件と明治文化研究会との不思議な因縁も、実はここに始まる。それから三十年以上も経た大正

十(一九二二)年に、吉野作造は『西哲夢物語』の原本を古本屋で発見した。これは冒頭に述べたとおりである。さらに大正十二年の関東大震災での資料焼失を契機にして、吉野作造は宮武外骨とともに、翌大正十三年に明治文化研究会を発足させた。研究会の最大の業績が『明治文化全集』全二十四巻の刊行であったこと、この全集の憲政篇に『西哲夢物語』が収録されたことは、すでに述べた。

宮武外骨にとっては、操觚者としての出発点になった『大日本頓智研法』事件そのものとはかくとして、不敬罪に問われたことは生涯にわたる痛恨事であったようだ。だいぶのちになって、明治文化研究会第二代会長の尾佐竹猛が井上毅文書の中から外骨は冤罪の被害者とも読み取れる一文を発見したとき、外骨は雪冤祝賀会を開いて、研究会の同人らとともにそれを祝った。<sup>21</sup>そこには、伊藤仁太郎も参加している。

明治文化研究会初代会長の吉野作造の場合、『西哲夢物語』への思い入れはさらに深いものであった。もしかすると、吉野の明治憲政史研究は、結局のところ『西哲夢物語』の謎を解明するためにこそあったのかもしれないからである。直接のきっかけはわからないが、吉野は大正十(一九二二)年頃から古本漁りを再開した。不惑の歳を過ぎて、少年時代からの本の虫が騒ぎ出したのかもしれないし、民本主義の啓蒙的普及運動に疲れたのかもしれない。『西哲夢物語』を見出したのは、そんなある日であった。

間もなく関東大震災が発生し、翌年に明治文化研究会が結成され、昭和二(一九二七)年には『明治文化全集』の刊行が開始された。吉野作造の関心は、その後も『西哲夢物語』に向けられていた。吉野の晩年は、『西哲夢物語』とともにあった。

『西哲夢物語』に即して冒頭に述べたことを繰り返せば、吉野作造の関心は、もっぱら「グナイスト氏談話」の出版探索に向けられていた。再度、今中次麿の解題に目を向けてみよう。今中は、「グナイスト氏談話」を聴講し

た者の可能性として、次の三人を挙げていた。すなわち、伊藤博文(明治十五年)、小松宮彰仁親王(明治十九年)、金子堅太郎(明治二十二年)、の三人である。今中の考察は、グナイストの憲法講義を主客として聴講した者とこれに陪席して筆記した者を混同するなど叙述が乱れているが、ここで詳しく紹介することはしない。ただ、この三人に付け加えるかのようにして、第四の可能性として、明治十八(一八八五)年から翌年にかけてドイツに滞在した伏見宮貞愛親王の名前を挙げている。しかし、明確な結論を出せないまま、昭和三(一九二八)年、『明治文化全集』の憲政篇は刊行された。

「グナイスト氏談話」の典故に関するかぎり、今中次麿の解題は吉野作造の考察に全面的に依拠している。今中の限界は吉野の限界であった。ところが、昭和八(一九三三)年一月十日のこと、今中次麿に宛てた吉野作造の葉書によって、事態が進展することになった。

「西哲夢物語」就キ多少ノ理由モアリテ去年秋頃カラ伊藤博文ノ聴イタモノト推定シ人ニモ語り書キモシタノデシタガ昨日偶然ノコトカラアレハ明治十八年伏見宮貞愛親王ガ随員土方伯ト共ニ聴聞セラレタモノノ筆記タルコト明白ニナリマシタ今度ハ間違アリマセン為念御報告シテオキマス」<sup>22)</sup>

吉野作造の葉書は、「グナイスト氏談話」の聴講者は伏見宮貞愛親王で、土方久元が陪席したという内容であった。今中次麿の解題にあった第四の可能性の最終的な確認でもあるが、ここではその当否は問わない。今中はこれを受けて、『西哲夢物語』解題の書き直しを余儀なくされた。ただし実際にそれがなされたのは、昭和三十(一九五五)年の『明治文化全集』第二版においてである。第二版以降は全集そのものが再編成されて、憲政篇は第一卷

として刊行された。

けれども、ここでは別のことに着目したい。それは先の葉書が吉野作造の絶筆であった、ということである。吉野は今中に葉書を書いてから二か月後の昭和八(一九三三)年三月十八日に、肺結核のため亡くなったからだ。

妙な言い方になるが、いずれも憲政史研究に関連して、吉野作造には四つの絶筆がある。日付順に並べれば、①鈴木安蔵宛葉書(一月七日)、②今中次麿宛葉書(一月十日)、③論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」(『改造』二月号)、④鈴木安蔵宛葉書(二月十九日)、である。鈴木安蔵は、吉野作造の親友栗原基の娘婿であるが、当時は新進の憲法史研究者であった。

詳しい検討は別の機会に譲るとして、ここからは吉野作造の生涯の最後における、以下のような物語を推測することができる。

吉野作造は、一月十一日からの入院を控えて、論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」の仕上げに取りかかっていた。ウイーンのスタイン(シュタイン)とベルリンのグナイストから、伊藤博文がいかなる憲法理論を学んだかを概観したものである。とくにグナイストについては、そのときの講義筆記が例の「グナイスト氏談話」であり、これが『西哲夢物語』になったと、吉野自身も考えていた。ところが論文執筆中に、「グナイスト氏談話」は、伊藤博文ではなく伏見宮が聴講したものであるとの確証を得た。

吉野作造は早速これを誰かに知らせようと思い、かねて面談を要請されていた鈴木安蔵に葉書を書いた。それは一月七日付であるが、翌日会いに来てほしいという性急な文面であった。八日にこれを受け取った鈴木は、すでに指定の時間になっていたが、「飛ぶようにして駆けつけた」。吉野は初めて会った鈴木に対して、「スタイン、グナイストと伊藤博文」のことなど、憲法制定史の研究について話題にした<sup>(2)</sup>。その際、「グナイスト氏談話」が伏見宮

のものであることも話したにちがいない。同学の鈴木の本意を得て、吉野は確信を深めたのではないか。

鈴木安蔵と面談したあと、吉野作造は今中次麿にも葉書を書いた。それが先に引用した葉書である。今中によれば、この葉書に日付はないが、受け取ったのは一月十日である。鈴木安蔵に会った翌日の九日に書いたものである。『西哲夢物語』の解題は、書き直されねばならない。執筆者たる今中宛の葉書の趣旨は、そういうことであつたはずだ。

鈴木安蔵宛の第二の葉書は、二月十九日に病床から出したもので、翌月の再会を望む旨が書かれている。吉野作造はそれから一月後の三月十八日に亡くなった。結局、鈴木と会ったのは二度きりであつたが、吉野はそこで憲法制定史研究の継承を託したにちがいない。具体的には、「スタイン、グナイストと伊藤博文」の続編を、鈴木に委ねたのではなかつたか。すなわち、伊藤博文や「憲法起草トリオ」の下で、実際に日本憲法を起草したヘルマン・ロessler（ロessler）に関する研究である。換言すれば、『西哲夢物語』中の最重要文書であつたはずの「原規」についての研究を、吉野作造は鈴木安蔵に託したのである。

以上は多分に推測を交えた物語だが、大筋で誤つてはいないだろう。このようにみえてくると、吉野作造の四つの絶筆が、すべて『西哲夢物語』に関わることがわかる。結果として、吉野最晩年の関心は『西哲夢物語』に収斂されていた。吉野は「グナイスト氏談話」の正体にまではなんとか辿り着いたものの、「原規」については解明にいたらなかつた。それは鈴木安蔵のロessler研究に待たねばならなかつたのである。この意味で、四つの絶筆は吉野作造の遺言にほかならなかつた。

「スタイン、グナイストと伊藤博文」の末尾に、吉野作造は「グナイスト、スタインの教説を知るべき文献」を紹介している。吉野はそこで真つ先に『西哲夢物語』を挙げて、こう述べている。

「但しこれ〔グナイスト氏談話〕が伏見宮のものだとは従来誰も気がつかなかった。私自身も最近までこれを伊藤のもののだらうと語り且つ書きもしてゐた。正誤の意味で特につよく此処(26)にこの事をことわつておく。」

今中次麿宛の葉書と、ほとんど同じ内容である。吉野作造の研究者としての良心と、『西哲夢物語』への執着が、よく表れている。

そもそも、吉野作造の憲法制定史研究は、最初から『西哲夢物語』に結びつけられていたのかもしれない。吉野の研究は、大正七(一九一八)年の国家学会創立三十年記念事業に關して、伊東巳代治から証言を拒まれたことに始まる。<sup>(26)</sup> そのときの怨念のようなものが、吉野には生涯つきまといつていた。『西哲夢物語』を発見した際、吉野がみずからに課したのは、「グナイスト氏談話」の出典のほかに、「原規」の出所を解明することではなかったろうか。前者については、生涯の最後に解明することができた。しかし後者の課題については、未解明のままに残された。

もしも、民権派自身が認めたように、あのときやはり「原規」が盗まれていたのだとしたら、それを所持していた伊東巳代治にとっては人生最大の失点である。憲法制定の経緯を語るとすれば、あの忌まわしい『西哲夢物語』事件に触れないわけにはいかない。伊東巳代治からすれば、事件としての『西哲夢物語』は、こともあろうに寢室から憲法草案が盗まれたという悪夢にほかならない。なんとしても、吉野からの証言依頼に応ずるわけにはいかなかった。

ところが、吉野作造は、後日『西哲夢物語』を発見することになるし、明治文化研究会の同人たちもまた『西哲

夢物語』事件に少なからぬ関心を寄せた。吉野作造と『西哲夢物語』とは、およそこうした不思議な因縁で結ばれている。

注

- (1) 吉野作造「古書珍重」、同「閑談の閑談」書物展望社、一九三三年、一三五頁以下参照。
- (2) 詳細については、今中次麿「西哲夢物語語解題」、「明治文化全集(初版)」第四卷、日本評論社、一九二八年、二四頁。
- (3) 『西哲夢物語』復刻版、一九七一年、一頁。この復刻版は、宮田豊により、七〇部限定で発行された。
- (4) 『明治文化全集(初版)』第四卷、四三二頁。
- (5) 今中「西哲夢物語語解題」二三頁。林田亀太郎『明治大正政界側面史』上巻、大日本雄弁会講談社、一九二六年、三八三頁参照。
- (6) 堅田「伊藤博文の憲法修業——吉野作造「スタイン、グナイストと伊藤博文」を読む——」『獨協法学』第七三号、二〇〇七年、一頁以下参照。
- (7) 板垣退助監修『自由党史』下、岩波文庫、一九五八年、三四六頁。
- (8) 千虎俚人(吉野作造)『西哲夢物語』に就て『明治文化』第八号、一九二八年、四頁。今中「西哲夢物語語解題」二二二頁参照。
- (9) 『自由党史』下、三四六頁。
- (10) 秘密出版物の地方頒布に関して、民権派末端の以下のような証言がある。場所は不明だが、東京近郊の郡部と思われる。秘密出版物が中央の統制を離れて拡散していった様子が窺える。  
 「当時大赦令を読んだ時のことを思ひ起すのは、明治二十年秋井上伯の条約改正の反対運動をした年の十二月頃先輩が風呂敷包を持って来て預かつてくれと云ふから、何かと聞くと、秘密出版物であると云ふから私は家宅搜索をされて分らぬやうな場所は無いと云ふと、先輩は我々仲間て君が一番若年で云はゞ小供同様だから(当時私は十九年五ヶ月)警察署でも君迄は氣付くまい。君迄氣付くやうなら最う仕方ないと云ふから預つて居いた。弥出版法違犯事件杯が大赦になつたから秘密出版のものを持出して差支ないと思ひ先輩に返却した。其時『心のしほり』と題した谷板垣勝鳥尾等五六名の意

見書を印刷した四六版仮綴一冊を貰ふて大切に保存して居つたが、其後知人に借り取りに取られた。今残つて居るものは谷板垣ボアソナード氏の意見書及びボアソナード氏と井上毅氏の対話筆記と原規と題する憲法草案のみである。(此憲法草案の秘密出版の爲め星亨氏等は出版条例違反にて処罰せられたと思ふ) 秋山述莫「憲法発布国会開設頃の追憶(明治二十二年頃の思ひ出)」『明治文化研究』第五卷三号、一九二九年、六二頁。

(11) 堅田「明治二十年のファンシーボール——あるいは鹿鳴館外交の挫折について——」『獨協法学』第六六号、二〇〇五年、一頁以下参照。

(12) 『東京日日新聞』明治二十二年七月四日付。斎藤昌三「西哲夢物語」の陰影、同「少雨莊書物隨筆」山口昌男監修、国書刊行会、二〇〇六年、八四頁以下参照。

(13) 金子堅太郎「憲法発布まで」、『その頃を語る』朝日新聞社、一九二八年、五六頁以下。松本三之介編『わき立つ民論』ちくま学芸文庫、二〇〇七年、四八〇頁以下参照。他に、尾佐竹猛「日本憲政史大綱」下巻、日本評論社、一九三九年、七二五頁以下(金子堅太郎子の憲法制定懐旧談)参照。

(14) 芳賀徹・清水勲・酒井忠康・川本皓嗣編『ビゴ—素描コレクション』2、岩波書店、一九八九年、三三八頁、一三三六頁(解題)。堅田「西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末」、同『独逸学協会と明治法制』木鐸社、一九九九年、二六八頁以下参照。

(15) 木村毅「吉野博士と『西哲夢物語』」、『明治文化全集月報』第六号、一九五五年、一七〇頁。

(16) 木村「吉野博士と『西哲夢物語』」一七〇頁。同「文明開化——青年日本の演じた悲喜劇——」至文堂、一九五四年、二〇一頁以下参照。松本編、前掲書、四〇八頁以下参照。

(17) 中村菊男「星亨」吉川弘文館、一九六三年、七五頁以下。当時の石川島監獄十二番檻の様子につき、次のような言及がある。

「その監獄は長方形の板囲いの、普通の囚人の入っていない、政治犯のみおるところであった。これは幕府の自分からあつたそうですが、正面が玄関になって、玄関の前が板敷きになり、その左右に六間になった部屋が向き合つてあつたそうです。そうして玄関の入口の右と左の部屋に伝告というものがあつた。それは昔の牢名主にあたるものです。その伝告のいる右側の部屋におつたのが星亨、左側の部屋におつたのが片岡健吉であつた。」田中貢太郎『酒・散策・俳句』内外社、一九三二年。松本、前掲書、四九九頁参照。

- (18) 中村、前掲書、七八頁。
- (19) 幸徳秋水『兆民先生』岩波文庫、一九六〇年、一八頁。
- (20) 堅田「學術論文・宮武外骨の法パロディ」『獨協法学』第四八号、一九九九年、七七頁以下参照。
- (21) 同「外骨雪冤祝賀会——大日本頓智研法始末——」『獨協法学』第七〇号、二〇〇六年、一頁以下参照。
- (22) 今中「西哲夢物語解題」二二頁以下。
- (23) 同「『西哲夢物語』解題」、『明治文化全集(第三版)』第一卷、日本評論社、一九六七年、二二頁以下参照。
- (24) 鈴木安藏『憲法学三十年』評論社、一九六七年、三六頁以下、四五頁以下参照。
- (25) 吉野「スタイン、グナイストと伊藤博文」、『吉野作造選集』11、岩波書店、一九九五年、三六二頁以下。その根拠として、同書、三五九頁参照。
- (26) 吉野「明治文化の研究に志せし動機」、『吉野作造選集』11、一〇〇頁以下。尾佐竹猛「明治文化研究の母」、吉野『閑談の閑談』四〇三頁参照。